# 下関市立大学教養教職機構規程

令和２年８月31日

規　程　第　６５　号

**改正**　令和５年６月28日規程第26号
令和８年９月29日規程第16号

（趣旨）

第１条　この規程は、下関市立大学教養教職機構（以下「教養教職機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　教養教職機構は、本学における基盤教育、教養教育及び教育職員免許状取得のための教育（以下「教養教職教育」という。）の実施について統括するとともに、教養教職教育の質的向上及び充実に資することを目的とする。

２　前項の目的を達成するため、第４条に規定する教養教職機構の教員は、教養教職教育の実施に関し等しく責任を負う。

（業務）

第３条　教養教職機構は前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

(1) 教養教職教育の企画・運営・改善に関すること。

(2) 教養教職教育と専門教育との調整に関すること。

(3) 教養教職教育の授業計画に関すること。

(4) 教養教職教育に係る授業方法、授業内容の調査及び研究に関すること。

(5) その他前条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

（組織）

第４条　教養教職機構は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 機構長

(2) 副機構長

(3) 教養教職機構に配属された常勤の教員

２　機構長は、教養教職機構を統括する。

３　副機構長は、機構長が指名する。

４　副機構長は機構長を補佐し、機構長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

（教養教職機構運営会議）

第５条　第３条に規定する業務を円滑に運営するため、教養教職機構に、教養教職機構運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

２　運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 機構長

(2) 副機構長
(3) 教養教職機構に所属する教員のうちから機構長が指名する教員
3　運営会議の会議（以下「会議」という。）に議長を置き、機構長をもって充てる。
4　会議は、必要に応じて議長が招集する。
5　議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。
6　運営会議は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。
7　運営会議の庶務は、学務部教務課において行う。

（部門）

第６条　教養教職機構に、前条に規定する運営会議の求めに応じて、必要な事項を調査・審議を行わせるため、次に掲げる部門を置く。
(1) 語学部門
(2) 情報・数理及び教養部門
(3) 教職部門
2　教養教職機構に所属する教員は、機構長が指名する前項各号に掲げる部門のいずれか又は全部に所属するものとする。
3　第１項各号に掲げる部門に、それぞれ部門長及び副部門長を置き、当該部門に所属する者のうちから機構長が指名する。

（その他）

第７条　この規則に定めるもののほか、教養教職機構の組織及び運営に関し必要な事項は、学長の定めるところによる。

附　則

1　この規程は、令和３年４月１日から施行する。
2　この規程の施行のために必要な教養教職機構のカリキュラム編成、組織構成等の準備行為は、この規程の施行の日前においても、学長が行うことができるものとする。この場合において、学長は、現に教養教職教育を主に担当する教員等の意見を聴くことができる。

附　則（令和５年６月 28 日規程第 26 号）

この規程は、令和５年７月１日から施行する。

附　則（令和８年９月 29 日規程第 16 号）

この規程は、令和８年９月２９日から施行する。